

別記様式（第5条関係）

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	第1回佐賀市自治基本条例検証委員会
開催日時	令和6年7月22日（月）午後3時00分～
開催場所	佐賀市役所 本庁2階 庁議室
議題	（1）条例の概要及び制定の経緯 （2）第2期検証後の取組 （3）第3期検証の進め方
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の定員	5名
傍聴手続	<p>■傍聴方法 直接会場に来場いただき、先着順に受付します。</p> <p>■傍聴者受付開始時間 午後2時50分</p>
問い合わせ先	<p>地域振興部 協働推進課 市民活動推進係 電話番号 0952-40-7078 担当者 前田、内田</p>
その他	<p>■注意事項 「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」により、以下のとおり定められておりますので、ご注意ください。（※次ページへ）</p>

	<p>(傍聴することができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)酒気を帯びていると認められる者(2)はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者(3)笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者(4)前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 <p>(傍聴者の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。(2)会議の会場において発言しないこと。(3)みだりに傍聴席を離れないこと。(4)飲食又は喫煙をしないこと。(5)会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。(6)前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
--	---